

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十三号

序 中 一 般
地 方 事 務 所 長

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十五号鳥取縣地方事務所
処務規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第四條 農地係（東伯、西伯、日野各地方事務所）及び
農地開拓係（岩美、八頭、氣高各地方事務所）の分掌
事項中「農業協同組合ノ指導監査ニ関スル事項」を「
農業協同組合ノ指導並ニ監督ニ関スル事項」に、「農
業会、産業組合ノ指導監査ニ関スル事項」を「農業会、
産業組合ノ指導並ニ監督ニ関スル事項」に、「負債整

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十五年七月十四日 金 曜 日
第 二 千 百 二 十 五 号

理組合ノ指導監査ニ関スル事項」を「負債整理組合ノ
指導並ニ監督ニ関スル事項」に改める。
附 則
この規程は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第三百三十七号

昭和二十五年一月鳥取縣告示第十四号中米子市管産場
の認可取消しを削除する。

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百三十八号

昭和二十三年十月鳥取縣告示第五百十三号開墾工事補助

規程の一部を次のように改正し昭和二十五年四月一日から適用する。

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中

- 一、「純粹入植開墾工事」の下に「及び附帯工事」を加える。
- 二、「第一号以外の地区の」の下に「純粹入植」を加える。

「開墾事業」を「開墾工事」に改め下に「及び基本工事」を加える。

第三條第一号中

- 十、「第一号」を削る。

同條中第二号を削る。

第六條第二号中

- 「第二條第一号の事業の場合にあつては様式第三の一号第二條第二号の事業の場合にあつては様式第三の二号」を「様式第三号」に改める。

◇鳥取縣告示第三百三十九号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により海区漁業調整委員会委員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように再指定する。

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十五年七月十六日から
同 年同月十八日まで

◇鳥取縣告示第三百四十号

市街地建築物施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市二階町二丁目二五 竹内榮照

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市東品治町一丁目一五 市谷 甚 衛

- 一、建築物の位置 鳥取市東品治町一丁目一五

- 一、同 用途 店舗住宅

- 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

- 一、同 規模 建築面積 二二、〇〇平方米

- 突出する部分 三、二五同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

- 一、建築物の位置 鳥取市上魚町八

- 一、同 用途 住宅

- 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

- 一、同 規模 建築面積 三五、〇平方米

- 突出する部分 七、〇同

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第三百四十一号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第四十号

政治資金規正法第十三條第二号より提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の收入並びに支出の報告書

(参議院議員選挙に關するもので昭和二十五年六月十九日迄の第二回分で精算されたもの)の要旨は左の通りである。

昭和二十五年七月十四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

政党協會その他の団体の收支に關する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十五年五月二十九日(昭和二十五年六月四日執行の参議院議員選挙に關する第二回報告分)至同年六月十九日

三、報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額	
救国青年連盟鳥取縣支部	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	昭和二十五年六月十九日	
国会共同闘争委員会	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	同	
鳥取縣東部地区委員会	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	同	
国民協同党鳥取縣支部	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	同	

自由党鳥取縣支部	10,311.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一五
因幡支部	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一四
自由党鳥取縣中部会	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一三
自由党鳥取縣支部	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一四
因幡支部若美支会	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一三
自由党鳥取縣支部	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一四
西支部	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一四
鳥取縣医政連盟	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一五
鳥取縣中部労組協	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一九
鳥取縣東部労組協	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一九
鳥取縣農業団体協議会	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一九
鳥取縣労組協	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一九
日本共産党鳥取縣委員会	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一九
同鳥取縣因幡地区委員会	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一七
同鳥取縣東部地区委員会	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一七
同鳥取縣西地区委員会	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一七
同鳥取縣西地区委員会	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一九
同箕紋屋細胞群委員会	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一九
同縣村細胞	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一九
同東伯郡赤碓地区細胞	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一九
同鳥取縣因幡地区安部細胞	1,000.00	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同	一九

